

住宅リフォームを補助します

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

町では、地域経済の活性化と、より快適な居住環境づくりをめざして、町民の皆さんが居住する住宅をリフォームする工事に対して補助金を支給する制度を設けています。

申請できる方(下記の4項目全てに該当する方)

- ①神川町に居住し、住民登録している方
- ②対象となる住宅の所有者であり、かつ居住している方
- ③町税等の滞納がない方
- ④対象となる住宅で過去にこの補助制度を受けていない方

補助対象工事(下記の3項目全てに該当する工事)

- ①町内業者が施工する工事費20万円以上(税抜)で、以下に掲げるいずれかの住宅リフォーム工事
 - ・住宅の内外装を修理または修繕する工事
 - ・住宅の増築または間取りを変更する工事
 - ・居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改良工事 ※他にも補助対象工事あり
- ②町で行う他の補助、助成制度を受けていない住宅リフォーム工事
- ③補助金交付申請後、交付決定を受けてから着工し申請年度の3月31日までに完了する工事(工事がすでに着工または完了しているものは対象になりません。)



補助率・補助限度額

改修工事費(税抜)の10%に相当する額(千円未満は切り捨て)で10万円を限度額とします。

※申請額が予算限度額に達した時点で申請は受付終了となります。

※補助金の支給は、1つの住宅に限り1回とします。

町内の事業所等への防犯設備設置費を補助します

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

犯罪被害を防止し、安心して事業に専念できる環境づくりのため、中小企業者等(個人事業主や農家を含む)による、町内の事業所等(田畑や農業用施設を含む)への防犯設備の購入・設置に対し補助金を交付します。

申請書類の入手や詳細については町ホームページをご覧ください。商工観光担当までお問合せください。

申請できる方 町内で事業を営む中小企業者等で、今後も事業継続の意思があること

町税等の滞納がないこと(徴収猶予の特例制度の適用を受けている方は除く。)

※他にもいくつか条件があります。詳細についてはホームページ等でご確認ください。



補助対象 次に掲げる費用等の総額が5万円以上(税抜)のもの

- 防犯カメラ、ダミーカメラ、センサーライト、防犯ベル等機器の購入費
- 防犯設備の設置工事費

※既存設備の撤去又は移設に要する費用、土地の造成費、保守点検費及び設備の維持管理に係る費用については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

補助金額 補助対象の購入費・工事費(税抜)の3分の1に相当する額(千円未満切り捨て)で5万円を限度額とします。

広告	広告
----	----

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

小規模工事等の契約希望業者登録申請

問合せ 総務課 庶務担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

令和4・5年度において、町が発注する小規模工事等の執行に際して、受注希望がある小規模事業者を対象に、業者登録申請の受付を行います。対象となる契約金額は、神川町契約規則第20条に規定する随意契約の範囲内(工事又は製造の請負130万円、財産の買入れ80万円、物件の借入れ40万円、財産の売払い30万円、物件の貸付け30万円、その他のもの50万円)で、登録できる希望業種は5業種以内です。

- 登録業種 ①建設工事[土木、建築、とび、電気、管、舗装、造園等] ②建設に係る設計、調査、測量業務
③土木施設、建築物等維持管理 ④物品、印刷、業務委託等 ⑤その他の業種

提出書類 ①神川町小規模工事等契約希望者登録申請書 ②希望業種に必要な資格又は免許等の写し

受付日時 土日、祝日を除く随時受付(午前8時30分～正午、午後1時～5時15分)

受付場所 役場総務課、支所地域総務課 登録期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日

その他 申請書は、役場総務課、支所地域総務課にあります。ホームページからもダウンロード可。



登録申請できない事業者 ①神川町内に現住所を有していない事業者

②神川町の入札参加資格者名簿(建設工事・物品等)に登録されている事業者(ただし、希望業種が神川町入札参加資格者名簿に登録されていない者は、この限りではありません。)

狩猟免許の取得にかかる費用を一部補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

有害鳥獣捕獲に必要である狩猟免許を新たに取得する場合、費用の一部を補助します。

申請開始日 4月20日(水)※先着順

補助対象 下記の全てに該当する方。※免許が取得できなかった場合は、補助金の交付は受けられません。

- ①町内に住所を有しており、交付申請日現在で年齢が65歳未満の方
- ②町税等を完納している方
- ③新たに狩猟免許(第一種銃猟免許・わな猟免許)を取得する方
- ④免許取得後、児玉猟友会神川支部に加入し5年以上有害鳥獣の捕獲に取り組むことができる方

補助金額 ●第一種銃猟(3名)上限200,000円 ●わな猟(3名) 上限50,000円

※補助の中には、免許取得や関連装備品の取得に要した費用、児玉猟友会神川支部年会費を含みます。

銃本体の購入および免許の再取得は対象になりません。

申請書類 申請書、誓約書、町税に滞納のない証明書、本人確認書類(写し)

老朽空き家除去補助金

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

良好な住環境等を確保することを目的に、町内空き家の解体費の一部を補助します。

申請開始日 4月19日(火) ※下記の他にも条件があります。詳しくは、お問合せください。

補助内容 補助金交付申請後、交付決定を受けてから着工され、申請年度の3月31日までに完了する工事。(工事がすでに着工または完了しているものは対象になりません。)

補助金額	条件等	件数
工事経費(床面積1㎡につき1万円を限度とする。)の1/3で上限300,000円	●町内に所存する個人所有の居住の用に供していた建築物で、1年以上使用されていないこと ●特定空き家または、昭和56年5月31日以前に建築された建物で町が定める老朽空き家の判断基準を満たす空き家であること ●空き家を解体し、敷地全体を更地にする工事であること ●依頼業者が町内業者であること ●町税等の滞納がないこと	3件(先着順)